

## 地域子育て相談機関の詳細(人員体制など)

子ども未来部 子ども家庭支援センター

### 1. 設置根拠

児童福祉法第10条の3の規定において、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる場所として整備に努めることとされており、「あのね」や健康センターの役割を補完することが想定されています。

### 2. 体制

主に地域子育て支援拠点である子ども家庭支援センター内「きらきらひろば」において、子育て世帯の身近な相談機関として相談対応等を行うため利用者支援専門員を配置します。

利用者支援専門員は、他機関との情報共有、地域資源の開拓として、各地域子育て支援拠点(児童館等)や子育て支援団体の活動場所を訪問するなど、積極的にアウトリーチを行います。

### 3. 配置人数

各日2人配置(正規職員1人、新たに雇用する予定の会計年度職員(週3日)2人のうち2人)

### 4. 職種

利用者支援事業の専任職員(利用者支援専門員)要件を満たす資格を有する者

- ・保育士
- ・社会福祉士
- ・その他対人援助に関する有資格者(幼稚園教諭等)